

2020年6月19日

厚生労働省職業安定局雇用政策課
民間人材サービス推進室
室長 島田 博和 様

一般社団法人日本生産技能労務協会
会長 青木 秀登

派遣労働者への離職後の住居提供等に対する助成制度の創設について

日頃から弊協会の運営並びに会員企業の労働者派遣事業の実施につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用への影響が生じており、5月26日に厚生労働大臣から弊協会に対し、派遣労働者の雇用の維持等に関する要請書をいただきました。

大臣からの要請を受けて、弊協会は会員企業とともに、労働者派遣契約の維持・継続に取り組むとともに、それができなかつた場合には、新たな就業先の確保や一時的な休業、教育訓練の実施等を行うなどにより、派遣労働者の雇用の維持に努めております。

そうした中で、やむなく雇用を終了せざるを得ない派遣労働者については、厚生労働大臣からいただいた要請書の記の4に記載されているとおり、社員寮等に入居している場合には、生活の激変を緩和し求職活動に支障が生じないように、離職後も引き続き一定期間入居できるよう配慮を行うこととしております。

しかしながら、このような支援を行うに当たっては、派遣事業者にも経済的な負担が生じ、支援に限界が生ずることが懸念されており、会員企業からも、行政による助成制度の創設が強く求められております。

リーマンショックの際には、「離職者住居支援給付金」が創設され、派遣労働者等に対して、離職後も引き続き住居を提供する等の支援を行った事業主に給付金が支給されました。この給付金により、派遣事業者は、離職した派遣労働者に引き続き住居を提供することができ、再就職の促進につながりました。

今回の雇用危機においても、離職者住居支援給付金と同様の助成制度を設けていただきますよう、よろしく願いいたします。

(参考)「離職者住居支援給付金」の概要

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other34/risyoku.html>